

## 令和8年度分学校給食用小麦粉売買契約書

公益財団法人福井県学校給食会（以下「甲」という。）と○○製粉株式会社（以下「乙」という。）とは、令和8年度の学校給食用小麦粉（以下「現品」という。）の売買について次の契約を締結する。

### （目的）

第1条 この契約は、現品の売買に関し、必要な事項を定め、その業務を適正かつ円滑に行なうことの目的とする。

### （品質規格等）

第2条 甲が乙から買い入れる現品の品質規格は、甲の定める「学校給食用小麦粉品質規格規程」によるものとする。

ただし、原料に国産小麦を20%以上配合すること。

### （買入数量）

第3条 甲が乙から買い入れる現品の数量は、甲が乙に対し発行する発注書（別記様式1）記載の数量によるものとする。

### （契約単価）

第4条 甲が乙から買い入れる現品の契約単価は1袋（25kg）当たり〇、〇〇〇円（うち、売買に係る消費税および地方消費税の額は、〇〇〇円）とする。なお、契約期間内は輸入麦の政府壳渡価格の改定および消費税法の改正等により、市況が変更されても、契約単価の変更は行わない。

### （現品の検査等）

第5条 乙は、この契約に基づき現品の製造を完了したときは、甲が必要と認めた場合、甲が依頼した検定者に検定の請求を行い、甲の定める「学校給食用小麦粉検定実施要領」に基づき乙の工場（当該工場付属倉庫を含む。以下同じ。）において検定を受けるものとする。

2 甲は前項の検定の結果、合格品の全量について甲の指定倉庫に納入完了後、速やかに現品受領証書（別記様式2）を乙に交付するものとする。

3 検定料は甲の負担とする。

(所有権及び危険負担の移転)

第 6 条 現品の所有権は、甲が現品受領証書を発行した日に乙より甲に移転するものとし、危険負担は現品が甲の指定した倉庫に入庫した日に乙より甲に移転するものとする。

(瑕疵担保責任)

第 7 条 甲は第 5 条第 2 項に定める現品受領証書の発行後、乙の責に帰すべき瑕疵のあったときは、乙に対して損害を賠償させることができるものとする。

(現品の代金等の請求及び支払い)

第 8 条 請求金額は、消費税抜きの単価に当月の買入数量を乗じて算出した額に消費税相当額を加えた額とする。

ただし、円未満は切り捨てとする。

2 乙の甲に対する現品の代金等の請求は、需要月の 20 日までに請求書に現品受領証書（写）を添付して行なうものとする。

3 甲は前項の請求書を受領したときは、需要月の末日までに現品の代金等の支払いを乙の銀行口座に振込むものとする。

(契約の解除)

第 9 条 乙が次の各号の一つに該当したときは、甲はこの契約の一部または全部を解除することができるものとする。

- (1) この契約に関し不正行為をしたとき。
- (2) 正当な事由なくしてこの契約を履行しないとき。
- (3) この契約条項に違反したとき。
- (4) 正当な事由により、この契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、この契約を解除したいときは、乙は契約単価に予定買入数量（1, 500 袋）を乗じた金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 本契約に関し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を及ぼしたときは、乙はその責任の範囲内で賠償の責を負わなければならない。

(契約の委任及び権利義務の譲渡の制限)

第 11 条 乙は、甲の承諾を得なければこの契約の履行を第三者に委任し、またはこの契約に基づく権利義務を第三者に譲渡することができないものとする。

(期限の特則)

第12条 この契約の定める期限については、その期限が土曜日や日曜日、  
その他の休日に該当する場合はその翌日をもって当該期限とする。

(報告又は調査)

第13条 甲は、乙に対して原材料（小麦）の銘柄・産地および配合割合について、報告を求めることができる。

その他、この契約の履行にあたり必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、または乙の事前の了解を得た上で乙の現場について調査することができる。

(契約の期間)

第14条 この契約の期間は、令和8年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この契約の期間開始前における令和8年度4月需要分の現品の売買に係る業務についてはこの契約を適用し、この契約の期間内に、この契約に基づく業務が完了しないときは、その業務はこの契約の期間経過後もなお効力を有するものとする。

(その他の事項)

第15条 この契約に記載のない事項については、その都度甲および乙は誠意をもって協議の上決定するものとする。

この契約の締結の証として本契約書二通を作成し、両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和8年 2月 日

甲 福井市大手3丁目17番1号  
福井県教育庁保健体育課内  
公益財団法人 福井県学校給食会  
理 事 長 廣 部 真寿美

乙

様式 1

発注書  
給第号  
令和 年月日

様

公益財団法人 福井県学校給食会  
理 事 長 廣 部 真寿美

令和8年度 月需要（月加工）分学校給食用小麦粉を下記のとおり発注します。

記

小麦粉種類	袋 数	指定倉庫名	引 取 日	量 目	備 考
学校給食用 強力小麦粉	袋	福井県米穀(株) 福井本社	令和 年 月 日	25kg	

様式 2

学 校 給 食 用 小 麦 粉 現 品 受 領 証 書

(工場名)

小麦粉種類	量 目	包 装	受 領 袋 数	備 考
学校給食用 強力小麦粉	2 5 kg	紙 袋	袋	

学校給食用小麦粉を上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

公益財団法人 福井県学校給食会  
理 事 長 廣 部 真寿美